

鎌倉市議会
1月臨時会議案集
(その1)

令和8年(2026年)

目 次

議案第 76 号 鎌倉市スポーツ施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定に について	5
議案第 77 号 令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 7 号）	7

鎌倉市スポーツ施設建設基金条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市スポーツ施設建設基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）1月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

多大な費用を必要とするスポーツ施設の建設に向けその資金を積み立て、スポーツ施設の建設財源に充てるために制定した当該条例について、市民のスポーツ環境のさらなる向上に資するため、スポーツ施設の「建設」だけでなく既存のスポーツ施設の機能強化に伴う「整備」まで範囲を広げるものである。

鎌倉市スポーツ施設建設基金条例の一部を改正する条例

鎌倉市スポーツ施設建設基金条例（平成20年3月条例第29号）の一部を次のように改正する。

題名中「建設」を「建設等」に改める。

第1条中「の建設」の次に「又は整備」を加え、「建設基金」を「建設等基金」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 7 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 7 号）

令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,001,963 千円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,590,427 千円
とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」
による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年（2026 年）1 月 13 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		15,134,065	1,001,963	16,136,028
	10 国庫補助金	4,413,405	1,001,963	5,415,368
	歳 入 合 計	82,588,464	1,001,963	83,590,427

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
35 商工費		475, 484	1, 001, 963	1, 477, 447
	5 商工費	475, 484	1, 001, 963	1, 477, 447
	歳 出 合 計	82, 588, 464	1, 001, 963	83, 590, 427

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
35 商工費	05 商工費	電子商品券發行管理業 運營業務委託事業	千円 1,001,963